

秋田大学国際資源学部カウンスル規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第12条の2に基づき、秋田大学国際資源学部（以下「本学部」という。）に置くカウンスルに関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学部の重要事項を審議するため、教育研究カウンスル及び運営カウンスルを置く。

(教育研究カウンスル)

第3条 教育研究カウンスルは、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 教員の採用及び昇任等に関する事。
- (3) 教育研究に関する規程等の制定・改廃に関する事。
- (4) 教育研究に関する重要な事。

2 教育研究カウンスルは、前項に定める審議事項のうちの一部の事項の審議を当該カウンスル以外の審議機関に付託することができる。

(組織)

第4条 教育研究カウンスルは、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 各コース長
- (4) 外部委員6名
- (5) その他議長が必要と認めた者

2 前項第4号及び第5号の委員の指名に当たっては、あらかじめ学長の意見を聴き、学部長が任命するものとする。

3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集及び議長)

第5条 教育研究カウンスルに議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教育研究カウンスルを主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した者が、その職務を代行する。

(会議の定足数)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第7条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、第3条第1項第2号に掲げる議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員会)

第8条 教育研究カウンスルは、第3条第1項に掲げる事項の審議のため、委員会を置くことができる。

(運営カウンスル)

第9条 運営カウンスルは、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学科その他重要な組織の設置廃止に関する事。
- (2) 予算に関する事。
- (3) 運営に関する規程等の制定・改廃に関する事。
- (4) 運営に関する重要な事。

2 運営カウンスルは、前項に定める審議事項のうちの一部の事項の審議を当該カウンスル以外の審議機関に付託することができる。

(組織)

第10条 運営カウンスルは、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 各コース長
- (4) 外部委員5名
- (5) その他議長が必要と認めた者

2 前項第4号及び第5号の委員の指名に当たっては、あらかじめ学長の意見を聴き、学部長が任命するものとする。

3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集及び議長)

第11条 運営カウンスルに議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、運営カウンスルを主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した者が、その職務を代行する。

(会議の定足数)

第12条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第13条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、第9条第1項第1号に掲げる議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員会)

第14条 運営カウンスルは、第10条第1項に掲げる事項の審議のため、委員会を置くことができる。

(事務)

第15条 各カウンスルに関する事務は、国際資源学部事務部において処理する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、カウンスルの議事その他必要な事項は、各カウンスルが別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に任命されている改正前の第4条第1項第4号委員については、なお従前の例による。